

自転車保険 入っていますか？

平成27年
10月1日から
義務化

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により、兵庫県内で自転車を利用する場合、**保険等**に加入しなければなりません。加入していない方は、自分に合った保険を選択して加入しましょう。



義務化の内容

自転車利用者

県内での自転車利用時に保険等への加入が義務化されます。

自転車を利用する事業者

業務として自転車を利用する場合に保険等への加入が義務化されます。

自転車販売店・レンタサイクル業者

自転車販売(貸付)時に購入者(借受者)へ、保険加入の有無について確認を行います。
未加入者には、保険等への加入をすすめます。

保険等・・・自転車事故により生じた他人の生命又は身体の損害を補償することができる保険又は共済をいいます。

例・・・個人利用向け

自動車保険、火災保険、傷害保険等に付帯する個人賠償責任保険、共済、ひょうごのけんみん自転車保険、TSマーク付帯保険等

事業者向け(業務利用)

施設所有管理者特約条項を含む業務用賠償責任保険、TSマーク付帯保険等



兵庫県

〈お問い合わせ〉企画県民部 交通安全室
電話番号 078-341-7711

